



県章

山形県公報

平成27年5月22日（金）
第2648号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県郷土館の利用料金……………（県民文化課）…685
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…686
- 指定介護老人福祉施設の指定……………（同）…687
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…688
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…689
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…690
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…691
- 道路の位置の指定の変更……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（同）…同

公安委員会関係

規 則

- 山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………692

公 告

- 一般競争入札の公告……………（障がい福祉課）…699
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…701
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…703
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（河北病院）…706

告 示

山形県告示第506号

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金
設備

種 別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1 台	5,450円
	指揮台	1 台	100円
	譜面台	1 台	100円
	演壇	一式	410円
舞台照明設備	演壇照明	1 列	1,030円
	スポットライト	1 台	510円
視聴覚設備	マイクセット	一式	1,030円
	スライド映写機	一式	830円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,030円
	プロジェクター	一式	940円
	携帯用ビデオカメラ	1 台	510円
	モニターテレビ	1 台	510円
展示設備	展示パネル	1 枚	20円
	展示ケース	1 台	200円

備考

表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

山形県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社花珠	居宅介護支援事業所 はなだま 鶴岡市日枝字坂本91番地1	居 宅 介 護 支 援	平成27. 4. 22

山形県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の 開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人朝日ぶなの木会	特別養護老人ホームかたくり荘（ユニット型） 鶴岡市熊出字東村157番地2	介護福祉施設サービス	平成27. 4. 30
社会福祉法人櫛引福寿会	ユニット型特別養護老人ホーム桃寿荘 鶴岡市櫛代字桃平123番地	介護福祉施設サービス	同

山形県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、袖浦土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 陽 一	酒田市坂野辺新田甲45番地
同	佐 藤 助 弘	同 黒森戊80番地
同	佐 藤 壽 博	同 乙132番地
同	久 松 誠 一	同 坂野辺新田丁706番地
同	高 橋 淳	同 飯森山二丁目39番地の1
同	田 代 公 夫	同 宮野浦三丁目4番41号
同	高 橋 忠 夫	同 十里塚乙1番地の2
同	澁 谷 政 信	同 広野字下中村111番地
同	阿 部 友 幸	同 宮野浦三丁目15番27号
監 事	五 十 嵐 誠	同 坂野辺新田甲93番地
同	白 畑 昭 男	同 宮野浦一丁目12番5号
同	安 達 朝 吉	同 坂野辺新田字葉萱215番地

山形県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、袖浦土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 助 弘	酒田市黒森戊80番地
同	高 橋 淳	同 飯森山二丁目39番地の1
同	久 松 誠 一	同 坂野辺新田丁706番地
同	五 十 嵐 誠	同 甲93番地
同	白 畑 昭 男	同 宮野浦一丁目12番5号
同	佐 藤 英 治	同 黒森丁621番地
監 事	高 橋 茂 勝	同 十里塚字村東山北13番地の2
同	伊 藤 勉	同 坂野辺新田字葉萱218番地

山形県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山辺船町線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字山辺字古屋敷2234番2から 同 前川原5932番1まで	旧	17.0メートル } 6.1	92メートル
同 上	新	19.2メートル } 6.1	同 上

山形県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 十日町山形線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市成沢西五丁目1番2から 同 飯田西五丁目219番6まで	旧	16.7メートル } 11.2	91メートル
同 上	新	21.1メートル } 11.2	同 上

山形県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山辺船町線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字古屋敷2234番2から
同 前川原5932番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月22日

山形県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町西里字下横16番1から 同 17番2まで	旧	10.8メートル } 10.6	46メートル
同 上	新	11.6メートル } 10.6	同 上

山形県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字大井沢字大元4333番から 同 口黒4338番まで	旧	12.6 <small>メートル</small> } 7.0	56 <small>メートル</small>
同 上	新	26.8 <small>メートル</small> } 11.6	同 上

山形県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年 5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字留場字峯ヶ脇402番 1 から 同 まで	旧	18.6 <small>メートル</small> } 7.0	65 <small>メートル</small>
同 上	新	21.2 <small>メートル</small> } 7.0	同 上

山形県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年 5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町西里字下横16番 1 から
同 17番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 5月22日

山形県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年 5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字大井沢字大元4333番から
同 口黒4338番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 5月25日

山形県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市域
- 2 公共測量を実施する期間
平成27年5月13日から平成28年1月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（都市計画）

山形県告示第520号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び山辺町役場において縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有第2335号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	東村山郡山辺町大字山辺字天神2143番4	東村山郡山辺町大字山辺字天神2143番4の一部、2143番8の一部、2143番4先
道路の現況	幅員 6.00m 延長 44.5m	幅員 6.05～6.10m 延長 13.5m

- 3 変更年月日 平成27年5月14日

山形県告示第521号

次の開発行為は、完了した。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年9月1日 指令村総建第202号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字山辺字天神2134番1、2143番4の一部、2143番7、2134番1の先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市城西町四丁目4番13号 株式会社太平堂不動産

公安委員会関係**規 則**

山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月22日

山形県公安委員会
委員長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第6号**山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県暴力団排除条例施行規則（平成23年7月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条第1項第9号」を「第11条第1項第10号」に改める。

別表第3項寒河江市野球場の項中「2707番地の1」を「2707番地の4」に改め、同表第3項寒河江市陸上競技場の項中「2707番地の1」を「2708番地の64」に改め、同表第3項上山市民球場の項中「河崎一丁目字石崎70番2」を「けやきの森1番2号」に改め、同表第3項朝日町民武道館の項中「108番地の1」を「108番地」に改め、同表第3項三川町民体育館の項中「66番地の1」を「105番地の1」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月22日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

山形県公安委員会規則第7号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「大型乗用自動車」を「大型乗用自動車等」に、「原動機付き自転車」を「原動機付自転車」に改め、同項第3号ウ(オ)中「第21条の5」を「(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項」に、「慢性疾患」を「小児慢性特定疾病」に、「当該疾患」を「同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病」に、「疾患の状態」を「疾病の状態」に、「平成17年」を「平成26年」に、「第23号)第8表」を「第475号)第14表」に改める。

第31条第10項中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改め、同条第13項中「第18条の2の2第5項」を「第18条の2の3第5項」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

第31条の2 公安委員会から自転車運転者講習（法第108条の2第1項第14号に規定する講習をいう。以下同じ。）

を受けるべき旨の命令（法第108条の3の4の規定による命令をいう。以下「受講命令」という。）を受けた者は、別記様式第31号の11による受領書を公安委員会に提出しなければならない。

2 自転車運転者講習を受けようとする者は、別記様式第31号の12による申込書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、受講命令をしようとする者の住所地が他の都道府県にあるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、別記様式第31号の13による通知書を送付するものとする。この場合において、公安委員会は、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該受講命令をしようとする者に対する自転車運転者講習の執行を依頼することができる。

4 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から自転車運転者講習の執行の依頼を受けた場合において、受講命令を受けるべき者に受講命令書（施行規則第38条の4の4に規定する命令書をいう。以下同じ。）を交付したときにあつては別記様式第31号の14による通知書を、受講命令を受けるべき者の所在が不明のため受講命令書を交付できなかったときにあつては別記様式第31号の15による返送書を、それぞれ当該他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

5 公安委員会は、自転車運転者講習を受講した者の求めに応じ、別記様式第31号の16による終了証明書を交付するものとする。

6 前項の規定により交付された終了証明書を亡失等したため、当該亡失等した終了証明書について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の17による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第31号の10の次に次の7様式を加える。

様式第31号の11（第31条の2関係）

自転車運転者講習受講命令書受領書

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の12 (第31条の2 関係)

自 転 車 運 転 者 講 習 受 講 申 込 書

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 殿

道路交通法第108条の2 第1項第14号に規定する自転車運転者講習を受講するので、下記のとおり申し込みます。

氏 名	
住 所	
講 習 日	年 月 日
講 習 場 所	

県 証 紙 貼 付 欄

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の13（第31条の2関係）

年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会

命 令 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に [・ 交付済み] [・ 未交付] 貴公安委員会への命令執行依頼 [・ あり] [・ なし] 自転車運転者講習の実施 [・ 当公安委員会] [・ 貴公安委員会]
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の14 (第31条の2 関係)

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

山 形 県 公 安 委 員 会

命 令 執 行 通 知 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の15（第31条の2関係）

年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会

命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の16（第31条の2 関係）

第 号

自転車運転者講習終了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2 第1項第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 平成27年7月1日（水）午後2時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立総合療育訓練センター医療情報システム構築業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
 - (4) 履行場所 要求仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成27年7月1日（水）午後2時までに提出すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) 過去6年の間に、日本国内で100床以上の病床を有する国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の設置する病院の電子カルテを中心とした医療情報システムの構築業務を履行した実績を有する者であること。
 - (6) JIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
 - (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
 - (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
 - (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
 - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - (11) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び要求仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部障がい福祉課管理担当
電話番号 023(630)3304
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

(1) 落札者の決定の方法

イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された提案内容点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、提案内容点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの提案内容点と価格点が同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。

ニ 落札決定のときまでに3に掲げる資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

(2) 提案内容点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち提案内容点を800点、価格点を200点とする。

(3) 提案内容点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、提案内容点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点=200点×(1-入札価格×1.08/予定価格)

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）を平成27年6月3日（水）午後5時までに山形県健康福祉部障がい福祉課管理担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Construction of the Yamagata Prefectural Comprehensive Rehabilitation and Education Center's medical information system, 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00P.M. July 1, 2015

(3) Contact point for the notice: Disability Welfare Division, Health and Welfare Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3304

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成27年9月22日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスモール ミーナ
鶴岡市千石町3番地8外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号
代表取締役 早坂剛
株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号
代表取締役 大川奈津子

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,749平方メートル

(変更後) 5,319平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 158台

(変更後) 252台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 30台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 40台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 105平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 133平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 29.49立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 35.94立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社主婦の店鶴岡店	午前9時	午後11時
株式会社東北セイムス	午前9時	翌日の午前0時
株式会社ワッツオースリー販売	午前9時	翌日の午前0時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社主婦の店鶴岡店	午前9時	午後11時
株式会社東北セイムス	午前9時	翌日の午前0時
株式会社ワッツオースリー販売	午前9時	翌日の午前0時
未定	午前9時	翌日の午前0時

ロ 駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

(1) 3の(3)のロに掲げる事項 平成27年10月15日

(2) (1)以外の事項 平成27年12月31日

5 届出年月日

平成27年4月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年9月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		敷金
県営太田町アパ ート3号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障用)	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 中田第1ア パート4号	同 中田町 658-3	同	62.1	2	同	21,000	24,200	27,700	31,200	35,700	41,200	同	同
同 太田町アパ ート1号	同 太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800		
同 2号	同	同	74.0	1	同	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800		
同 4号	同	同	74.0	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400		
同 春日アパー ート3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	1	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900		
同 相生アパー ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,100	25,600	29,200	33,000	37,700	43,500		
同 2号	同	同	72.9	1	同	23,300	26,900	30,800	34,800	39,700	45,800		
同 大町アパー ート	東置賜郡高島町 大字高島695- 12	同	58.0	1	同	13,900	16,100	18,400	20,800	23,700	27,400		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年6月1日から同月5日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送

の場合は、平成27年6月5日までの消印のあるもの限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成27年8月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月22日

山形県立河北病院長 多田敏彦

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

A重油 予定数量 560,000リットル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課施設用度係

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

3 落札者を決定した日 平成27年3月25日

4 落札者の名称及び所在地

河西建設株式会社 村山市中央二丁目3番23号

5 落札金額 55,944円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年2月6日